

2005年1月 No.446

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

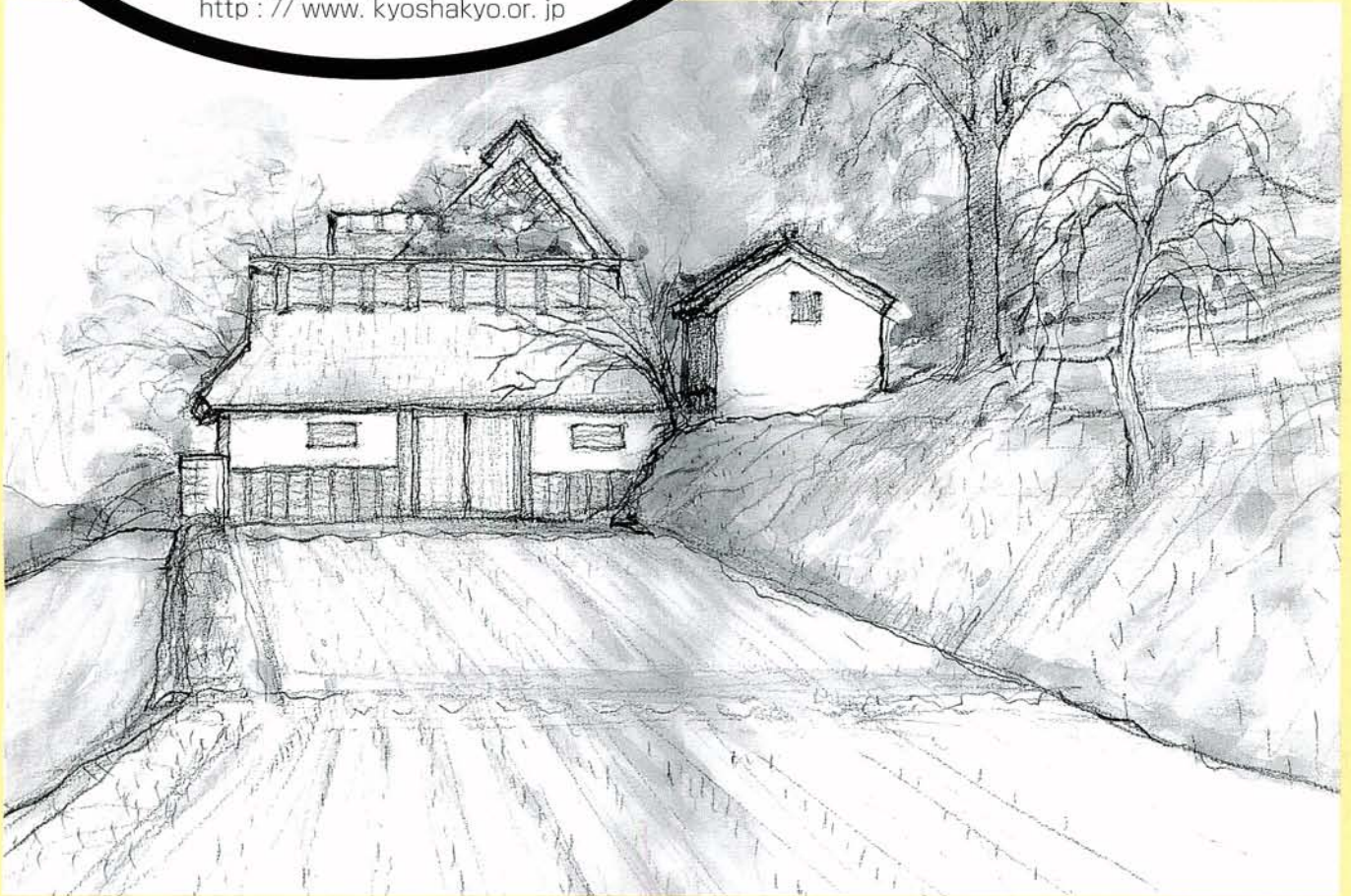
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…新年の挨拶
- 3面…リレートーク③介護保険制度の見直しを考える
- 4面…精神障害者等が地域で安心して生活するために
- 6面…ぷらっとホーム 宮井久美子さん
(社)京都犯罪被害者支援センター事務局長
- 8面…長期生活支援資金のご案内



越 畑

もえくさ

皆様、新年おめでとうございます。
本年もよろしくお願ひします。

昨年暮れ、清水さんの舞台上に大書された字は「災」であった。▼新潟県・中越地震や十個の台風が上陸するという異常な天候にみまわれ、各地で大きな被害を受けた。京都府においても鳥インフルエンザが猛威を振るい、秋の台風二十三号では昭和二十八年以来という多くの犠牲者を出し多くの財産を

失った。国内や府内の大ニュースは災害が上位を占めている。▼世界では、各マスコミが発表した「今年の十大ニュース」を書き換えなければならぬという超大ニュースが、押し迫ってから発生した。津波による犠牲者としては最大と記録される明治二十九年の明治三陸地震津波が二万一九五九名の命を奪っているが、スマトラ沖地震、インド洋大津波による被害はこれをはるかに上回り、気の遠くなるような犠牲者の数に立ちすくみ、うなだれるばかりである。▼二〇〇四年は日本にとっても世界にとっても、まさに「災」の年であった。これら被災地の復旧や人々の生活が元に戻るまでにはまだまだ時間もかかるが、神様は人間にパンドラの箱の中に一枚だけカードを残してくれている。そのカードにも書かれた言葉は「希望」である。▼洪水のなか、バスの屋根で身を寄せ合い、歌いながら一夜を過ごして全員が生還した人たちがいた。心をひとつにして生まれた支え合い、励まし合う姿を、そして力を見た。▼「災」を乗り越え、みんなで支え合い励まし合って一人一人が「希望」を持って新しい年を元気に進んでいきたいものである。▼私達は、仕事を通して府民の生活の幸せに貢献できるよう、今年も全力を尽くします。皆様方のあたたい御協力をよろしくお願ひ致します。

国民的な論議が求められる重要な年に

京都府社会福祉協議会 会長 片山 健三



新年、あけましておめでとごさいます。

始めに、昨年十月二十日の台風二十三号により、被災されました方々に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い生活再建を祈念いたします。

また、京都府・近畿・全国各地の関係者や、一万二千人を超えるボランティアの皆さんからの温かいご支援をいただきました。この紙面をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、三位一体改革、地方分権、市町村合併がすすむ中で、介護保険制度発定五年目の見直しにあたる今年は、昨年に引き続き制度改革の論議が活発に行なわれています。誰のための介護保険か、制度創設の理念を忘れてはなりません。また、支援費制度が導入されて今年は三年目になりますが、昨年末に提案された「今後の障害者保健福祉施策について」「改革のグラントデザイン案」「障害者自立支援給付法（仮称）」や、生活保護制度の「報告書」がまとめられるなど、社会

福祉の構造改革が各分野への施策として一層具体的に進められております。この改革の論議が財政論だけに終始するのであれば、戦後六十年築き上げてきた社会福祉の後退につながる恐れもあります。

今年に変化の激しい年であろうと予想されます。だからこそ高齢者、障害者、児童、被保護世帯等の抱える課題の把握や、ニーズをしっかりと受け止めながら、国民的な論議が求められる重要な年にしなければなりません。

また、社会福祉が後退することなく豊かに発展するように、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政が、これまで以上にそれぞれの役割と責任を果たし連携を強化すると同時に、NPO法人やボランティアなど広範なネットワークを図り、一人ひとりの人権が大切にされ、安心して暮らせる地域社会を構築していくことが重要です。

本会としても今年は、地域福祉の中核として、また社会福祉法人としての使命と存在意義を再確認しながら、昨年策定しました中期計画の具体化と、明らかにした課題にとりくむために事務局機構の改革をすすめていく所存でございます。本年も昨年同様、ご指導、ご協力をよろしく願いますとともに、新しい年の始めにあたり、皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

府民のみなさま、新年あけましておめでとごさいます。 あります。

振り返りますと昨年は、日本経済に薄日が差してきたとはいえ、日本列島を多くの台風や、また新潟県中越地震などの災害が襲い、大変厳しい一年となってしまいました。

京都府におきましても、鳥インフルエンザや台風二十三号災害などにより生活が脅かされた方々も多く、今も被災地では復旧のため懸命の努力が続けられていることと思えます。改めて心からお見舞い申し上げます。

京都府といたしましても、府民の安心・安全を守り支えるため一杯取り組んできた一年でもありました。今年もみなさまの生活を守るため、全力を尽くさなければならぬと、誓いを新たにしているところであります。

しかしながら、私どもを取り巻く課題は災害だけではなく、青少年が被害者になる犯罪や青少年が被害者になる犯罪が相次ぎ、不登校の問題、児童虐待の問題など多くの心を痛める事件がおきました。今、経済・物質優先の社会から、私たちはもう一度「心」優先の社会を希求する必要があると思えます。

そのためにも私は、府政において、素晴らしい自然や文化など「京都ならではの財産」を有効に活かしながら、人を大切に、人と人との交流を盛んにし、さらには人々の交流を支える基盤に投資していく「中心」の京都づくりの実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

共に創ろう「人・間中心」の京都づくり

京都府知事 山田 啓二



「信頼」と「絆」による新たな京都の「創造」をキーワードに、地方主権・地域自立の時代にふさわしい、

- ①次代を担う「京の子ども」を育む「学びと子育ての京都」
- ②住み慣れた地域で健やかに充実した生活がおくれる「健康長寿の京都」
- ③京都が培った人材や知的資源・文化価値・ネットワークによる「活力の京都」
- ④快適な環境や文化的雰囲気など個性ある地域をつくる「環境・文化創造の京都」
- ⑤すべての府民が安心して日々の生活がおくれる「安心・安全の京都」

この五つの京都の実現に向けて、府民のみなさまの知恵と力もお借りしながら、一歩一歩着実に前進してまいりますと考えております。

本年二月には、いよいよ「京都議定書」が発効し、世界が地球温暖化防止に向けて動き始めます。私どもは議定書誕生の地としての名に恥じぬよう、美しい京都を守っていかねばなりません。

新たな「西」一年が、昨年来の災いを取り払い、そして大きな夢と希望に向かって力強く勇気をもって翔たく一年となりますよう、本年も府民のみなさまの変わらぬご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、みなさまのご健勝とご多幸を心からお祈りいたします。

利用者もケアマネジャーも納得できる 介護保険制度になるのか？

京都府介護支援専門員協議会事務局長 宮坂佳紀

介護保険制度見直し項目は、用病床で、取扱いが異なり、当該施設及び被保険者の対象年齢拡大と障害者施策との統合化を二〇〇六年度に先送りしたこと以外はほぼ決定しました。今年一月の通常国会には、制度改革の二つの柱といえる、(1)新予防給付の創設、(2)介護施設利用者へのホテルコスト・食費利用者負担の導入が提出され、(1)の新予防給付は、介護保険制度改定時に併せて二〇〇六年四月実施、(2)は二〇〇五年十月から実施される見直しとなっています。特に、(2)の食費負担については、居宅サービスである通所系サービス、短期入所系サービスも同様に実施され、低所得者への配慮はあるものの、食費は一日一六〇〇円となり、さらに個室、総室でも月に六万円から一万円の負担増となりそうです。また、医療保険療養病床を併設している病院においては、介護保険適用病床と医療保険適

新介護予防サービス受給の有無は利用者を選択できるのか？

二〇〇六年四月から、現行の要支援・要介護1の軽度の利用者に対して、新介護予防サービスが実施されます。新しい予防給付を受ける高齢者を「新要支援者」、介護給付を受ける高齢者を「新要介護者」と区分し、そのうえで要支援者を「要支援1」と「要支援2」の二区分に、要介護者を「準

要介護1（現要支援）、「要介護1〜5」の六つに区切り、八区分それぞれで利用限度額が決められます。具体的な限度額については明らかではありませんが、介護給付費の抑制が今回の新予防給付設立の目的のひとつであることを鑑みると、従前の要支援等の限度額を下回ることも十分考えられるでしょう。さらに、軽度者の利用が多い三大サービス（「訪問介護」、「通所介護・予防通所リハビリ」、「福祉用具貸与等」）の内容も見直しされ、訪問介護は予防訪問介護と名称を変え、「単に生活機能を低下させるような「家事代行」については、期間・必要性・提供方法等を見直す」という方針も示されています。また、厚生労働省は、通所系サービスである通所リハビリテーションや通所介護、特に新しいデイサービスではメニューの選択肢を広げ、サービスの質も向上させることを目的に、(ア)利用者の「したい」「できるようにしたい」という意欲を重視し、利用者一人ひとりの「自己実現」を意識したメニューを用意する、(イ)「立ち上がり」や「歩行」などの下肢機能やこれを支える「基礎的な体力」の維持向上等にターゲットを絞り、利用者の「個別性」を重視したメニューを用意する、(ウ)今後のデイサービスは利用者の希望や選択が基本であり、「自分は（お風呂に入らなくていいので）機能訓練だけしたい」といった方でも自由に利用することができる

明しています。なお、器械器具を使用した筋力トレーニングの実施を希望しない方には利用者本位という理念により、無理強いせず、他の介護予防メニューを提示するとされていますが、予防給付そのものを拒否し従前通りの介護保険サービス給付を認めるとはなっていません。新予防給付は、要支援・要介護1のうち、脳卒中や心疾患、外傷等の急性期や自立度Ⅱ以上の認知障害の方以外が対象となります。また、「新介護予防サービスの担当ケアマネジャーは原則として地域包括支援センターが担当する」との案もあり、ケアマネジャーの交代も考えられます。現時点でも新制度導入による、現場の混乱は目に見えています。介護保険制度改正法案審議中から、政府・厚生労働省は現場職員やケアマネジャーのみに、利用者等への「説明と同意」を丸投げするのではなく、真に納得の出来る制度とするのではなく、真に納得の出来る制度と示していただきたいと思えます。同時に、我々は、例えば「入浴サービスを希望せず、リハビリテーションのみを求める通所サービス利用者」がどれ程いるのか」というごく普通の現状を提示し、利用者もケアマネジャーも納得する制度運営となるよう、いまから強く要望していく必要があるのではないのでしょうか。

精神障害者等が地域で安心して生活するために

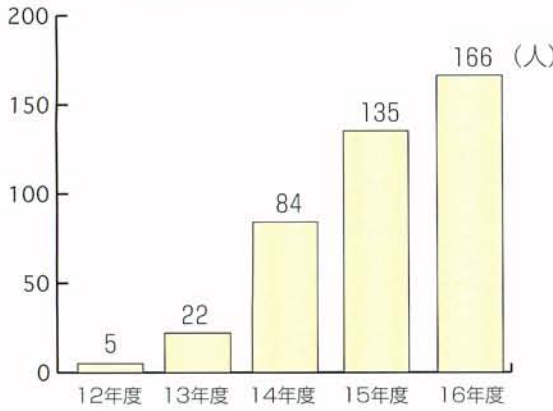
— 地域福祉権利擁護事業における取り組みから —

地域福祉権利擁護事業の取り組み状況

地域福祉権利擁護事業は、精神や知的な障害、認知症（痴呆症）などにより判断能力に不安のある方々の福祉サービスの契約や利用料の支払い、年金などの受領手続き、税金や公共料金の支払い、日常生活に必要な預貯金の払戻しなどを支援する事業として、京都では平成十二年二月にスタートしました。（図1参照）

京都府内（京都市をのぞく）の利用契約者数は平成十六年十二月末で一六六名となり、障害別の内訳では、精神障害の方が三十一人（十二・六％）、知的障害の方が三

図1 地域福祉権利擁護事業の契約者数の推移



十人（十八・一％）、認知症の方が一人（六・九％）、その他の方が四人（二・四％）となっています。

年齢構成では七十歳以上の方が一〇四名と六割を占めていますので、全体的な特徴として、後期高齢の認知症の方の利用が多いといえますが、最近では若い方の利用も増えてきており、今後は、精神障害や知的障害の方の地域生活を支援していく役割も

重要になってくると考えられます。利用者の生活のしづらさ

この事業の利用者は、表1のような生活上の困難、生活のしづらさをもっています。通帳の管理や支払いがむずかしい、計画にお金が使えない、公共料金等に滞納があるなどの状況が多く見られますが、本人

表1 支援開始時の利用者の状況（複数集計）

	認知症 (111人)	知的障害 (30人)	精神障害 (21人)	その他 (4人)	合計 (166人)	その他	第三者から経済的な侵害を受けている	家族から経済的な侵害を受けている	家族に借金がある	役所等の手続きがわからない	計画的にお金が使えない	公共料金に等に滞納がある	本人に借金がある	訪問販売の被害に遭っている	盗られ妄想等がある	通帳の管理や支払いがむずかしい
人	91	15	13	1	120	1	1	11	10	11	11	16	10	9	5	91
%	82.0	50.0	61.9	25.0	72.3	0.9	0.9	9.9	9.0	9.9	9.9	14.4	9.0	8.1	4.5	82.0
人	15	13	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
%	13.3	61.9	4.8	0.0	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.3
人	4	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
%	23.3	9.5	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.3
人	5	4	4	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
%	16.7	19.0	19.0	0.0	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
人	12	3	0	1	16	1	11	10	11	11	11	16	10	9	5	12
%	400	10.0	0.0	25.0	9.6	0.6	6.7	6.7	6.7	9.9	9.9	14.4	9.0	8.1	4.5	400
人	3	5	3	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
%	6.7	16.7	14.3	0.0	6.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7
人	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
%	6.7	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7
人	0	0	0	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
%	0.0	0.0	0.0	50.0	2.4	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

や家族に借金があったり、訪問販売で多額の物品を購入してしまったといった、何らかのサポートがなければ様々な困難を抱え込んでしまうという生活のしづらさもみられます。また、家族から経済的な侵害を受けている課題もみられます。

また、利用者の多くは、金銭に関する問題だけでなく、衣食住の管理など生活全般にわたがる多様な課題を併せもっているとともに、一人暮らしなどで閉じこもりがちであったり、身近に頼れる家族がいない、関係が悪い、あるいは多くの生活課題をかかえる家族であったりと、家族・親族等のインフォーマルなサポートが弱い人です。

判断能力に不安があるという障害に加えて、「社会関係の希薄さや孤立の問題」が、利用者の生活を不安定かつ権利侵害に合いやすい状態、また、福祉サービスを適切に利用できていない状態を生じさせているといえます。

精神に障害のある人の利用状況

精神障害の方の「障害」は目に見えないため、周りの人からは理解されにくい面がありますが、日常生活や社会生活を送る上での困難、生活のしづらさがかえながら地域で生活を送っている方が少なくありません。（表2参照）

地域で生活している精神障害者のうち、緊急で福祉サービスが必要な方は、生活保護や障害年金で生活し、住居や職業の確保もままならず、対人的に孤立している方の方や、高齢の親からケアを受けている方だと言われています。

この事業を利用している精神障害の方は二十一名ですが、そのうち一人暮らしは十名、生活保護を受けている人は八名です。

計画的にお金を使うことが苦手、あるいは公共料金等に滞納がある等の金銭管理に対して不安をもち支援を必要としている人が多いことがわかります。家族から経済的な侵害を受けている状況にある方も三名おら

れます。

〈具体的な支援事例〉

■一人暮らしのAさん（五〇代）は精神障害のほかに軽度の知的障害があり、生活保護と障害年金によって生活しています。しかし年金が入ると遊興費などに一度に使い、借金することも度々でした。また、部屋の掃除もできず室内も散らかっている状況でした。本事業で日常的な金銭管理をはじめた当初は「お金がなくなったから出してほしい」と訴えることもありましたが、しだいに希望のもてる収支となり「お金のありがたみがわかってきた」と少しずつ安定した生活が送れるようになっていきます。

■一人暮らしのBさん（三〇代）は、精神障害のため調理や掃除などはヘルパーの支援を受けています。母親は認知症のためグループホームで生活しています。Bさん自身の通帳・印鑑のほか、母親の通帳・印鑑

もBさんが管理していましたが、紛失してパニック状態になることが度々あり、通帳や印鑑の管理に大きな不安を感じていました。

この事業では、Bさんと母親の二人と契

表2 精神障害者の生活障害

生活の仕方	衣食住の技術のまずさ 社会資源を上手に利用することができない
働くこと	作業能力の低下 集中力、持続力の低下 疲れやすい
人付き合い	人付き合いが苦手 他人への気配りが苦手 他人との協調が苦手
まとめる力	臨機応変が苦手 細かいことにこだわる 融通がききにくい

京都府発行「精神障害者と家族のためのガイドブックすてっぷ」より引用

約を結び、通帳・印鑑の預かりを含む日常的な金銭管理をすることで安心した生活の支援を行っています。

■Cさん（三〇代）は、生活保護を受けて一人暮らしをしています。少しずつ貯めた貯金があるのですが、離れて暮らす家族がその貯金を当てにしてお金を取りに来ることがありました。そのことが不安なCさんはいつも通帳と印鑑を身に付けていないと落ち着かず、「確かなところで預かってもらえたら安心する」と希望されて本事業を利用するようになりました。病院のデイケアに通い社会復帰をめざして生活しています。

■家族に対して「益られ妄想」がみられ、日常生活が不安定だったDさん（三〇代）は、二年間この事業を利用するなかで、日々の生活にもリズムができ、少しずつですが障害年金から貯金をするようになってきました。また、服薬により生活も安定し、本人から「一度、自分で自分の生活を立て直してみたい」との希望が出されるようになり、本事業を解約し、Dさん自身で生活しています。

※事例については、プライバシーに配慮した記述となっています。

利用者の生き方の支援をめざして

この事業は、直接的には日常的な金銭管理に関わる支援が多いですが、市町村社協の担当者や基幹的社協の専門員、そして実際の支援に携わる生活支援員が、利用者との信頼関係を築きながら、あたたかい励ま

しによって支援するところに大きな意味があります。

日常的な金銭管理を手段として、安心感をもってもらうとともに、滞納した料金の支払いなどに見通しがもてるようになったり、少しずつ生活にゆとりが生まれたりすることにより、利用者の自信や、生き方が生きがいを見つかることにつながるような支援をこころがけています。

利用者が安心して暮らせるまちづくりを

利用者には、家族や地域から孤立している人が少なくないことから、社協としては、利用者一人一人に対する支援に加えて、日ごろより、人と人との交流や対話を生み出す地域福祉活動をより進めることが必要です。

また、障害に対する正しい理解を地域に広め、地域の人たち誰もが、その人らしく生きていける福祉のまちづくりを行うことも大切です。

おわりに

何らかの精神疾患で入院している人のうち、条件が整えば退院できるという人は全国で七万二千人といわれており、この十年で退院を進めていく方向にあります。

精神に障害のある人の本事業の利用はまだ多くありませんが、支援に携わる者の資質向上を図りながら、一人でも多くの方の支援ができるよう、より一層取り組みを進めていきたいと考えています。

勇気ある一步を支える「安心」



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合わせ・申込先

もあります

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6295

ぷらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。

犯罪も被害者も出さない安心できる地域づくり

社団法人京都犯罪被害者支援センター (KVSCC)

事務局長 宮井 久美子さん

平成十五年版の犯罪白書によりまずと平成十四年の刑法犯の認知件数は、約三六九万件（前年比三・一％増）で、戦後の最多記録を七年連続で更新することとなりました。

主要罪について見ると、殺人の認知件数は横ばいなし微増傾向ですが、強盗、強姦、強制わいせつ、器物

損壊、住居侵入といった暴力的色彩の強い九罪種は、ここ数年、認知件数の増加が著しくなってきています。

単純に計算しても一日当たり一万件の事件が発生していることになり、こうしている間にもどこかで犯罪が起きているのです。

これを別の角度で見ると、



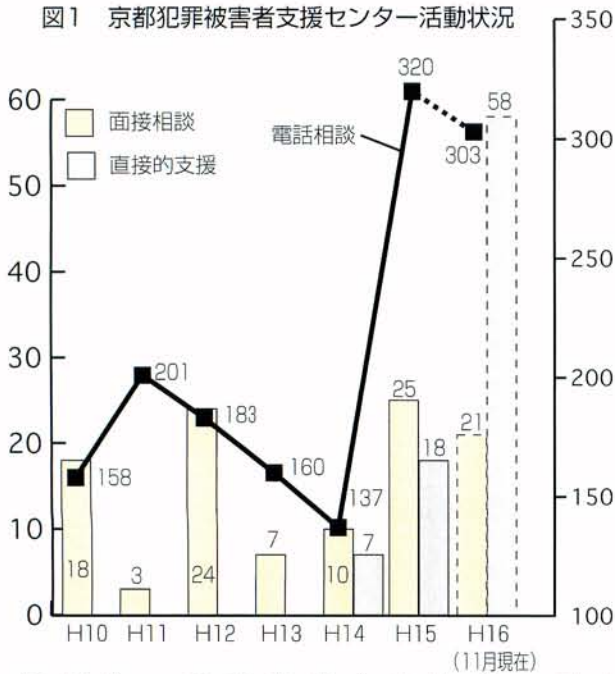
「殺される方も悪い」といった無責任な言動、うわさが向けられたりしています。また、事件の内容や加害者情報が得られない、マスメディアから行き過ぎた取材攻勢を受ける、家族関係がぎくしゃくとしてくる、経済苦や心身への影響が長引く等々の諸問題に直面しています。

そこで、近年こ

■センターの主な事業内容

1. 被害者等に対する電話相談及び面接相談
電話相談日：毎週 月・火・木・金 13:00～18:00
電話番号：(075)451-7830
2. 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請の補助
3. 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業
4. 被害者等及び被害者等の自助組織への支援
5. 被害者等支援に関する広報及び啓発活動
ホームページ・アドレス
<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kvsc7830/>
6. 被害者等相談カウンセラー等の養成及び研修活動
7. 被害者等の実態に関する調査及び研究活動
8. 前記1から7に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

図1 京都犯罪被害者支援センター活動状況



(11月現在)

犯罪の数だけ被害者が生まれ、被害者やその家族は生命や身体、財産上の直接的な被害ばかりではありません。精神的なショック、経済的困窮、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担などの問題も抱えてしまうこととなります。

具体的には、捜査段階や裁判で、プライバシーにかかわることを執ように聞かれたり、周囲から

うした犯罪被害者に対する法的救済・支援に目が向けられるようになり、支援態勢が整備されるようになりました。一九八一年には犯罪被害者等給付金支給法が施行。二〇〇〇年にできた犯罪被害者保護法では、裁判での意見陳述や優先して傍聴できることが可能になりました。また、昨年六月成立した総合法律支援法では、援助態勢の充実が盛り込まれました。

こうした動きを受け、被害者本人や家族の立場を理解して負担を軽くするため、援助団体の役割が重要として、平成八年に警察庁が被害者対策要綱を制定し、組織的な取り組みが開始されました。一方、民間においても、医療や心理療法等の専門家を中心に被害者の支援活動に取り組み組織が各地

で相次いで設立され、被害者の精神的被害等の回復を支援するための様々な活動が始まりました。

社団法人京都犯罪被害者支援センター (KVSCC) (以後センター) は、一九九八年に任意団体として設立され、二〇〇〇年に社団法人となりました。平成十五年十月には府公安委員会から、事件発生直後から支援に取り組める「早期援助団体」に指定されました。現在、三十三名のボランティアが、犯罪被害者の電話相談や面接相談、その他の活動を通じて、犯罪や犯罪に類する

きばってます!

～市町村社会福祉協議会の活動紹介～



〔実施日〕 平成十七年三月十九日(土)
午前十時～午後四時

【目的】今年度、組織体制を強化するため従来のボランティアセンターをボランティア活動センターに改編するとともに、新たにボランティア連絡協議会を立ち上げ、八幡市におけるボランティア活動の充実に取り組みできました。その中で、センターと連絡協議会の協働事業として、「誰もが気軽に参加できるボランティア活動」を啓発し、フェスティバルを開催し、多くの市民の方がボランティア活動に関する理解を深め、自身もボランティア活動をしたいという意欲を生み出すことを目的としてフェスティバルを開催します。

【実施日】 平成十七年三月十九日(土)
午前十時～午後四時

【第一部(午後二時半～四時)】
・映画上映「半落ち」

【第二部(午後十時～午後時半)】
・ステージ発表 中学校プラスバンド演奏
・ボランティアアングループによる発表
(漫才、車いす大極拳、民族音楽演奏等)
・体験コーナー…手話・点字・朗読、車いす体験等
・遊びコーナー…木工おもちゃ、竹細工、お菓子作り等
・パリアフリー展…最新福祉機器等展示・試乗
・食のコーナー…ボランティアアングループによる模擬店
・展示コーナー…ボランティアアングループ等
パネル、作品の展示

◆八幡市社会福祉協議会
「第十回ボランティアフェスティバル」

テーマ 食べて・遊んで・学んで・参加しよう

〔目的〕今年度、組織体制を強化するため従来のボランティアセンターをボランティア活動センターに改編するとともに、新たにボランティア連絡協議会を立ち上げ、八幡市におけるボランティア活動の充実に取り組みできました。その中で、センターと連絡協議会の協働事業として、「誰もが気軽に参加できるボランティア活動」を啓発し、フェスティバルを開催し、多くの市民の方がボランティア活動に関する理解を深め、自身もボランティア活動をしたいという意欲を生み出すことを目的としてフェスティバルを開催します。

〔会場〕 八幡市役所前広場
八幡市文化センター

〔実施主体〕 八幡市社協ボランティア活動センター
八幡市ボランティア連絡協議会

〔参加対象〕 一般市民

〔内容〕

●第一部(午前十時～午後時半)
・ステージ発表 中学校プラスバンド演奏
・ボランティアアングループによる発表
(漫才、車いす大極拳、民族音楽演奏等)
・体験コーナー…手話・点字・朗読、車いす体験等
・遊びコーナー…木工おもちゃ、竹細工、お菓子作り等
・パリアフリー展…最新福祉機器等展示・試乗
・食のコーナー…ボランティアアングループによる模擬店
・展示コーナー…ボランティアアングループ等
パネル、作品の展示

行為、交通事故、災害等に遭われた被害者とそのご家族等の悩みの解決や心のケア等を支援するとともに、社会全体で被害者の方々のサポートできる環境づくりに取り組んでいます。

センターの主要活動である電話相談や面接相談は支援相談員(ボランティア)が当たっています。

相談活動では相互の信頼関係の構築に時間がかけれ、そのため数年に渡る相談活動もあるそうです。

また、犯罪被害者は加害者との裁判を抱

えています。支援相談員は捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担を軽減するため裁判の傍聴や付き添いも行っています。

センターでは増加する相談数(図1参照)に対応すべき養成講座を開始し年間約十名の支援相談員を養成しています。

養成講座では大学教授や府警犯罪被害者対策室による六回の講義のほか、被害者遺族や現役支援相談員らの意見を聞き研修を受講したうえで、研修生として一年間活動した後、独り立ちをするという厳しいものです。

事務局長の宮井さんは「一人と係わるのが大好きなんです」と笑顔で答えます。平成十年の任意団体としてのセンター設立からの生え抜きで、昭和五十五年の京都ボランティア協会の設立にも係わるなど団体組織の先達です。

同センターは平成十五年には「早期支援団体」として、全国で三番目の指定を

受けるなど実績の評価も高く今後の活動に期待されています。

宮井さんは「今は相談活動をはじめ各活動で社協をはじめ関係機関との関係を密にし、多くの実績を積み上げ、ノウハウを蓄積する時期です」と話します。

全国社会福祉協議会

しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償

介護保険制度・支援費制度にも対応!



●お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 **福祉保険サービス** <http://www.fukushihoken.co.jp>
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

長期生活支援資金のご案内

京都府社会福祉協議会では、従来から実施しております生活福祉資金貸付制度の資金種類を増やし、新たに長期生活支援資金（低所得かつ高齢者の世帯で、居住用不動産を担保として生活資金の貸付を行うもの＝リバースモーゲージ）の制度を1月31日にスタートさせます。貸付対象となる世帯は、下記のような条件をすべて満たす場合となります。

相談・申込窓口は、京都府内各市区町村社会福祉協議会となりますので、お気軽にお問い合わせください。

1. 長期生活支援資金とは

低所得の高齢者が保有する居住用不動産を担保として、生活資金の貸付を受けることができるようにすることで、その高齢者が住み慣れた地域で生涯にわたって生活できるように支援することを目的としています。

2. 貸付対象世帯・条件

貸付対象となる主な条件は、次のいずれにも該当する世帯です。

- (1) 借入申込者が、単独所有している不動産（同居の配偶者とともに連帯借受人となる場合に限り、配偶者と共有している不動産を含む。）に居住している世帯であること。
- (2) 借入申込者が居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- (3) 借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。
- (4) 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として、65歳以上であること。
- (5) 借入申込者の属する世帯が、市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。
- (6) 推定相続人がいる場合は、原則として全員の同意があること。
- (7) 現住所に3年以上住んでいること。
- (8) 原則として、担保不動産（土地）が1,500万円以上の価値を有すること。
- (9) 借受人の心身の状況を問わず、平均余命の全ての期間中、

本資金と年金収入により最低生活が維持（生活保護基準以上の収入確保）ができること。

- (10) 原則として、生活保護受給世帯でないこと。

3. 貸付内容（下表参照）

4. 申込方法等

京都府内の市区町村社会福祉協議会が貸付相談窓口となり、貸付相談、申込手続の援助を行います。

5. 担保について

- (1) 担保の提供

1) 不動産の担保

所有されている不動産（土地・家屋ともに）に対し、

- ①根抵当権を設定（評価額80%を限度として極度額を設定・登記）します。
- ②代物弁済予約に基づく所有権移転請求権保全（仮登記）の担保権の設定を受けます。

2) 火災保険の加入と火災保険金に対する根質権の設定。

3) 連帯保証人の引受

推定相続人のなかから、最低1名の連帯保証人が必要となりますが、推定相続人がいない場合は、必要ありません。

- (2) 担保不動産の条件（主な例）

- ①原則として、最低評価額が1,500万円以上であること。
- ②平均余命から考えられる予想貸付期間中、本資金による貸付金と年金収入により最低生活の維持が可能であること（生活保護基準以上の収入が確保されること）なお、「夫婦世帯」の場合は、夫婦のうち平均余命の長い方を「予想貸付期間」とします。

貸付限度額 (貸付できる上限)	担保となる『土地』のみを評価対象とし、その評価額の概ね70%相当額とします。 (例) 土地評価が2,000万円と鑑定された場合は、1,400万円が貸付限度額となります。
貸付月額	原則として、貸付月額の上限は、年金収入などを含む申込世帯の生活保護基準の1.8倍以内を目安として貸付額を決定します。
送金方法	第1回送金は、登記が完了した後になります。以後、3ヶ月ごとに貸付金を交付します。
貸付期間	貸付元利金（貸付金と利子を合わせた額）が、貸付限度額に達するまでの間が貸付期間となります。
貸付金利子	①年3%または、年度ごとに4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率を基準とします。 ②各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して、3ヶ月ごとの期間をいいます）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（途中で貸付停止した場合は、その貸付停止日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間、日数により計算して付されます。
償還方法	通常は、借入申込者がお亡くなりになったときに契約終了となり、その時点で、貸付金を一括返済（担保不動産の任意売却若しくは競売）いただくこととなります。 ただし、配偶者がいる場合は、返済時期が変更される場合があります。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注. 従来のメールアドレスは、コンピュータウイルス対策のため廃止しました。本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。)